


開催・平成30年 2月16日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口茂夫		
件名	東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める厚生労働省令（基準省令）の一部改正に基づき、条例の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①平成30年度より創設される介護医療院についての文言を追加する。</p> <p>②指定介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>条例の内容を基準省令に適合させることにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の適正化に資することができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年1月 基準省令の一部改正 公布</li> <li>平成30年2月 文書課において審査済み</li> </ul>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成30年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。